

審査対象項目

- (1) 地域福祉への寄与度・協働性
 - ・ 地域課題を的確にとらえているか、また、解決に向けた取り組みが適正か
 - ・ 地域の福祉の推進に寄与する事業か
 - ・ 他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか
- (2) 運営遂行力
 - ・ これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織か
 - ・ 設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか
 - ・ 目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ具体的・合理的か
- (3) 必要性・妥当性
 - ・ 団体が財政的に困窮しているか、自主財源で賄えないか
 - ・ 本助成によって取り組んだ結果、費用に見合った、また、それ以上の効果が期待できるか
- (4) 先駆性・独創性
 - ・ 地域課題の解決に向けた先駆的な取り組みか
 - ・ 前例にとられない方法により、旧来のしくみを変えていく取り組みか
- (5) 継続性・発展性
 - ・ 助成事業終了後も自主的に財源を確保、開発し、継続・発展させていく事業であるか
 - ・ 単発事業の場合、事業実施後の効果が期待できるか

11. 助成金の返還

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業の一部または全部が実施不可能になったとき
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不適当と認めたとき

12. 助成決定した事業について

助成が決定された事業については、チラシ・ポスター・看板等に赤い羽根地域ささえあい助成を受けて実施している旨を表示していただきます。

13. 報告の手続き

事業終了後、所定の報告書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、本会までご提出ください。

- (1) 報告書
助成決定通知書とともに、本会より送付させていただきます。(データ支給可)
- (2) 添付書類
 - ・ 事業内容がわかる記録写真2点以上（ホームページ等で掲載可能なもの）
 - ・ 事業収支報告書（出納簿などもあれば）
 - ・ 領収書のコピー
 - ・ 事業のPRに使用した広報物等のコピー

14. お問い合わせ先



社会福祉法人 神戸市西区社会福祉協議会
〒651-2295 神戸市西区糶台5丁目4-1 西区役所2階
TEL (078) 940-9501 (代表) FAX (078) 995-5601
E-MAIL info24@nishiwel.or.jp

本助成には、赤い羽根共同募金配分金が活用されています。



令和4年度 西区赤い羽根地域ささえあい助成 募集要項



西区マスコットキャラクター
神戸ウエストン
©2013神戸市西区No.R03-001

地域で集められた募金を、地域のために有効に活用できる団体を募集します！

神戸市西区内で、
「だれもが安心して暮らすことができる地域づくり事業」、
「地域福祉課題の解決に取り組む事業」を対象とします。

助成をご希望の方は、本募集要項をご参照のうえ、申請ください。

神戸市西区内で地域福祉の推進に取り組まれている
皆さまからのご応募をお待ちしています！

社会福祉法人 神戸市西区社会福祉協議会

1. 助成の対象事業

神戸市西区内で、だれもが安心して暮らすことができる地域づくり事業、地域福祉課題の解決に取り組む事業を対象とします。

※ただし、神戸市西区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限りです。

※こどもの居場所にかかわる事業については、別途助成制度があるため、本助成は対象外とします。

- (例)
- ・ 高齢者、障がい者のひきこもり防止事業
 - ・ 空き家を利用した地域の拠点づくり
 - ・ 多世代交流を目的とした喫茶・茶話会事業
 - ・ 当事者支援の場づくり
 - ・ 災害時要援護者支援体制づくり
- 等

2. 助成の対象団体

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利団体を対象とします。

(例) 社会福祉法人・NPO法人・自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・高齢者支援団体・子育て支援団体・当事者団体・その他ボランティアグループ 等

※1 同一団体につき一事業の助成とします。

※2 同一団体・同一事業に対する継続助成は、原則として最大3回とします。

下記に該当する団体は対象となりません

- (1) 国籍、宗教、政党等、社会福祉的な性格の明らかでない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体
- (3) 団体の規約、活動実績及び財務状況を整備、公表できない団体

3. 対象事業の実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に実施される事業

4. 助成額

助成金の総額 **1,000,000円**

1事業あたりの助成上限額 **(上限) 200,000円**

※千円未満切り捨てで申請してください。

※助成総額、および審査により申請額より減額、附帯条件付きで決定する場合があります。

5. 助成対象経費

諸謝金	助成事業を行うために招へいた講師に対する謝礼。(会員、構成員は対象外)
旅費交通費	活動に要する電車・バス賃、ガソリン代等の実費
賃借料	会場費、助成事業に必要な物品の借上げ料
保険料	ボランティア・市民活動災害共済、行事保険
備品費	助成事業に必要な備品
通信費	電話代、郵便代
修繕費	備品、機材の修理、活動拠点の修繕費
手数料	振込手数料
消耗品費	コピー用紙、文具購入費、イベント・行事における会食等の原材料費
印刷費	チラシ・資料印刷費、コピー代
その他	審査委員会が必要と認められたもの

※上記のそれぞれは、事業に直接必要なものに限りです。

6. 助成対象外経費

人件費	団体関係者が講師となる場合の謝金、スタッフ人件費
運営費	通常の運営に要する経費
茶菓代	団体関係者打合せ会等飲食費
その他	助成の申請・報告に要する経費など

※1 助成金の執行は原則現金払のみです。個人のクレジットカードでポイントを得たり、金券支払いにより差額を得たりすることはできません。

※2 助成金の採択金額は申請額より減額、または条件付きで決定することがあります。予算には、参加費や寄付金、事業実施による売上金などを含めた自己資金の活用を検討してください。

※3 この助成事業は、西区民による「赤い羽根共同募金」を財源としていますので、事業費の支出はできるかぎり、区内の商店/事業所等の活用をお願いします。

7. 申請条件

- (1) 当該年度に同一事業において、使途の如何に関わらず他からの助成を受けていないこと。
- (2) 助成事業が共同募金配分金を財源としていることを明記し、効果的な広報を行うこと。
- (3) 共同募金の趣旨を理解し、主体的且つ積極的に共同募金活動を行えること。

8. 申請の手続き

所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、添付書類とともに、本会までご提出ください。

(1) 申請書

本会ホームページ(<https://www.nishiwel.or.jp/>)、または本会窓口にて入手してください。

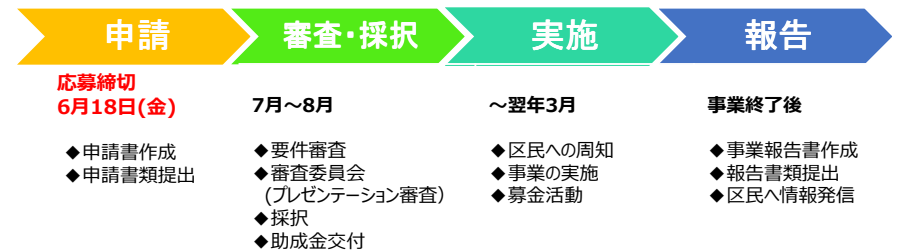
(2) 添付書類

- ・ 通帳の表裏面のコピー (名義・口座番号がわかるページ)
- ・ 定款 / 規約 / 会則 【いずれか】
- ・ 会員名簿【必須】・ 団体概要 (パンフレット・会報等)
- ・ 直近の事業報告・決算書
- ・ 直近の事業計画・予算書
- ・ 広報物・ホームページ等 (事業内容がわかるもの) のコピー (URLを記載)

(3) 申請受付期間

令和4年3月15日(月)～令和4年6月18日(金) <必着>

9. 申請から報告までの流れ



10. 助成の審査

- ・ 申請書類提出後、本会職員による現地確認を行う場合があります。
- ・ 申請団体に企画内容について説明いただく場合があります。
- ・ 7月に実施する審査委員会においてプレゼンテーション審査の上、助成事業を決定します。(プレゼンテーション審査の日程については、申請団体へ後日お伝えをします。)